

トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます

■トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。

トラック運送業の労災は、荷役作業中に起こるものが7割を占めており、とくにトラックの荷台などへの昇降時の転落だけで4割に上ります。このようなことから、労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され、これまで最大積載量5t以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2t以上5t未満の貨物自動車において、「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました

「特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

○昇降設備の設置 10月からですがLPG配送車は既にゲートが設置されています。

○保護帽の着用 10月から型式検定に合格した「墜落時保護用」の保護帽（ヘルメット）が必要。

○テールゲートリフターの操作に係る特別教育の義務付け

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育 4 時間、実技教育 2 時間の安全衛生に係る 特別の教育を行うことが必要になります。（早めの準備が必要）

ご利用店様と共に安定供給を推進していきます！